

「事前登録申請に関する詳細事項」 (A1等級企業用)

1 全体事項

申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。郵送の場合は投函日。)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付け下さい。

2 個別事項

(1) 平成30年度(2018年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省、農林水産省、及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種又は異種の優良工事等表彰の受賞実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
- ・「優良工事等表彰」の対象は、「優良工事等表彰の評価対象一覧表」のとおりです。
- ・社団法人日本治山治水協会と日本林道協会が共催する治山・林道コンクールについて、農林水産大臣賞と林野庁長官賞が農林水産省の表彰に該当します。
- ・優良工事等表彰の実績が複数ある場合は、配点が高い方を採用します。
例えば、熊本県優良工事等表彰と熊本県農村振興技術連盟表彰の2つを受賞している場合、得点は前者の1.0点とします。
- ・森林管理局長名の表彰は、評価対象外です。
- ・国土交通省の河川国道事務所長名の表彰は、評価対象外です。
- ・事前登録対象期間は、平成30年度(2018年度)表彰以降から令和5年(2023年)3月31日までの表彰とします。
- ・合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の優良工事表彰は、“消滅会社”の表彰のみが評価対象です。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。

優良工事等表彰の評価対象一覧表

名 称	表 彰 者	配 点	評 価 対 象
国土交通省の優良工事表彰等	国土交通大臣	1.0点 (0.50)	平成30年度 (2018年度)以降
国土交通省地方整備局長表彰	地方整備局長		
農林水産大臣表彰	農林水産大臣		
農林水産省農村振興局長表彰	農村振興局長		
農林水産省地方農政局長表彰	地方農政局長		
林野庁長官表彰	林野庁長官		
水産庁長官表彰	水産庁長官		
熊本県優良工事等表彰	熊本県知事	0.5点	
熊本県建築住宅局優良工事表彰	熊本県建築住宅局長		
熊本県農村振興技術連盟表彰	委員長	0.5点 (0.25)	
熊本県治山林道協会表彰	協会長		

備考：「国土交通省の優良工事表彰等」の対象は、1) 優良施工業者(工事部門)表彰、2) 安全施工業者表彰、3) 優良工事における下請業者表彰
配点欄の()内書きは、異種工事の場合です。

<提出書類>

- ・優良工事等の受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズの登録（竣工時登録内容確認書）の写し（又は、入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）がわかるもの）

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。
- ・土木一式工事の優良工事を受賞した資料を提出して下さい。
- ・土木一式工事の受賞実績がない場合、異種工事の資料を提出して下さい。

(2) 地域精通度

- ・主たる営業所の所在地は事前登録申請書（表紙）に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。

(3) 過去2年間の「災害支援活動」の実績

災害支援活動とは、国、県又は県内市町村等^{※1}の農林水産業施設管理者の要請により実施した「農林水産業施設の災害支援（応急）活動」（例：農地、農道の土砂撤去等）です。

※1：県内市町村等とは、県内市町村、土地改良区、森林組合、漁協及び法人組織の農業団体とします。

- ・評価対象の災害支援活動は、以下のとおりです。

ア 令和5年度（2023年度）発注工事（令和5年（2023年）6月1日以降の入札公告の工事）の評価対象期間は、令和3年（2021年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日です。

※令和5年（2023年）4月1日以降の活動実績の申請は、工事毎に個別申請となります。

イ 発注工事を管轄する地域振興局等管内の農林水産業施設等の災害復旧支援活動実績を評価対象とします。

なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。

<提出書類>

- ・国、県又は市町村等の要請に基づき活動した旨を証明する活動照明書^{※3}の写し。

※3：要請者が発行する証明書

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。
- ・同じ地域振興局等での活動資料を複数提出する必要はありません。地域振興局等毎に1件、資料を提出して下さい。

(4) 「家畜防疫基本協定の締結」又は過去2年間の「家畜防疫支援活動の実績」

【農林水産部独自評価項目】

- ・当該工事の公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との「家畜防疫協定の締結」と家畜防疫支援活動（演習活動を含む。）の実績を評価します。

<提出書類>

家畜防疫基本協定締結がある場合

- ・当該地域振興局（農政事務所）と締結した最新の協定書の写し及び発行年月が記載された最新の協会員名簿

家畜防疫基本協定締結がない場合

- ・当該地域振興局等（農政事務所）が発行する活動証明書の写し

(5) 過去2年間の「地域貢献活動」の実績

- ・評価対象の地域貢献活動は、別紙「農林水産部地域貢献評価一覧表」のとおりです。
農林水産部が所管する事業が対象とする農地・林地・海岸及び農林水産業用施設等の地域資源や農山漁村の環境を保全する活動（施策推進活動・社会貢献活動）に、会社として参加した場合に評価します。
（土木部等が所管する国土交通省関係の施設は、評価対象外です。）
- ・各建設産業団体連合会が主催して行った活動（以下、「団体での活動」という。）については、社会貢献活動にあたる場合、企業が単独で行っている活動と区別して評価します。

「施策推進活動」とは、会社が主体的に参加できる制度があり、その制度に基づき取り組んだ実績を評価するものです。
「社会貢献活動」とは、制度化されていない、一般的に「ボランティア活動」と呼ばれる活動のことで、“原則として協定に基づく活動を評価対象”としていますが、例外的に“地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動”も評価する活動も一部あります。

- ・評価する活動は、会社として過去2年間継続した活動、かつ活動内容（地域貢献一覧表の活動名）が同じものとし、令和5年度（2023年度）は、令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）のそれぞれの年度に年1回以上活動した場合に評価します。

<提出書類>

- ・別紙「令和5年度（2023年度） 農林水産部地域貢献評価一覧表」に定める提出物。
- ・地域貢献活動区域の地図（様式-2）（施策推進活動の場合は不要）。
- ・「社会貢献活動」において、会社が地域貢献活動の取組主体や取組主体の構成員となっている場合、地方自治体や施設管理者との協定（具体的に活動区間（区域）などの活動内容が明記されているもの）の締結がある場合は、構成員と判断できる資料（規約、会員名簿等や協定書の写し、活動証明書）が必要です。
（日報、写真などは添付する必要はありません。）

申請上の注意点

- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、参加企業毎に2名以上が参加していないと評価対象となりません。
- ・単独での活動と団体での活動の両方の実績がある場合、単独での活動実績の資料のみ提出してください。

令和5年度(2023年度) 農林水産部地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考	
	項目	活動No.	活動名					
施策推進活動	「熊本の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの		
		2	・「農地維持支払、資源向上支払の助成対象活動」	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)		
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	・水とみどりの森づくり推進事業の「団体等による森づくり」等	
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図		
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真	・活動No.6の施設管理者: 国、地方自治体、財産区が所有する森林の管理者	
		6	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。			
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。	
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。			
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。	
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃			
	「特別枠」	上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。					・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。	
		(設定例)						
		・阿蘇の野焼き支援ボランティア			会社が、活動組織の構成員であること。	・過去2年間に延べ4人以上の社員が参加していること	①「活動組織の構成員」であることが確認できるもの ②「活動への参加」に係る活動組織の証明書	
その他	○評価方法について							
	<p>・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加※1した活動実績を評価する。</p> <p>(※1)会社として過去2年間継続して参加:「複数の社員」が「会社の一員として」令和3年度(2021年度)と令和4年度(2022年度)それぞれに年1回以上の活動に参加すること。</p> <p>・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。</p> <p>・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績有とする。</p>							
	○「評価する活動の対象区域」について							
	<p>・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。</p>							
○提出物について								
<p>・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。</p> <p>・社会貢献活動において団体での活動の場合、会社が団体の構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)で、各年度が確認できるものを提出すること。</p> <p>・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可)</p> <p>・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。</p> <p>・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。</p> <p>例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、その報道記録(写し可)」</p> <p>・団体の活動:各建設産業団体連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。</p> <p>・必須提出物は、項目ごとに別業で提出すること。</p>								
○「活動区域の地図」について								
<p>「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長(協定書の延長)を黒色で、実際に活動した延長(活動報告書の延長)を赤色で、旗揚げすること。</p> <p>地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。</p> <p>※活動区域の地図は、年度毎に別業で作成するものとする。</p>								

令和5年度(2023年度)「農林水産部地域貢献活動」の留意点

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの	
		2	・「多面的機能支払制度」の助成対象活動(農地維持支払・資源向上支払)	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)	
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等

・会社が取組主体又は取組主体の構成員として、活動組織に参加していることが必要です。社員が個人的に構成員になっている場合は評価対象外です。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
		5	・森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ◇共通欄の必須提出物 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真 活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・活動No.6の施設管理者:国、地方自治体、財産区が所有する森林の管理者 ・漁港とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。
		6	・森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。		
		7	・漁湾や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間、会社としての活動実績があること。		
8	・漁湾や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。				

・港湾、建設海岸等は、評価対象外です。

・4、6、8の活動については、土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。

・客観的に確認できる資料とは、地方自治体や施設管理者による活動証明書等を想定しています。

・5、7の活動については継続性を重視し、2人以上/回の活動が、2か年以上継続していれば評価対象となります。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		

・協定に基づく活動のみ評価対象となります。

・土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。但し、9の活動において、ほ場整備地区内の幹線農道等(幅員4.0m以上を想定)を管理する土地改良区との協定は評価対象となります。

・令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)に協定が締結され、活動した事の証明書が必要です。

3 登録内容の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の4項目が事前登録更新の対象となります。

①企業の評価の優良工事等表彰：

前回の申請日以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合や同業種工事でもより評価点の高い表彰機関からの表彰を受けた場合

②地域精通度（主たる営業所の所在地）：

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③家畜防疫基本協定の締結：

前回申請以降に、家畜防疫協定の締結の有無に変更があった場合

④球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数：

前回申請以降に新たに令和2年発生災害復旧工事を受注した場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記4項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行ってください。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（午前9時～午後5時）

※ 郵送の場合は、15日の午後5時までに必着のこと。（書留郵便に限る）

(3) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）》

〒861-4212 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

4 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請書の提出先及び提出方法

（一財）熊本県建設技術センター 《持参又は郵送（書留郵便）》

〒861-4212 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

お問い合わせ先

・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 農業土木技術班 TEL：096-333-2426

林務水産技術班 TEL：096-333-2467

・事前登録の申請に関するお問い合わせ：

（一財）熊本県建設技術センター TEL：0964-28-6926